

ニヶ領用水の国登録記念物（遺跡関係）
への登録について

二ヶ領用水の国登録記念物（遺跡関係）への登録について

1 二ヶ領用水の概要

- (1) 登録名称 二ヶ領用水（にかりょうようすい）
- (2) 所在地 川崎市中原区木月住吉町1956番1外 91筆等
※今回の登録範囲は川崎市の所有・管理地
- (3) 登録範囲 全長約18kmの内、多摩区・高津区・中原区・幸区内の合計約9.2km

2 登録に至る経緯及び評価等

国登録記念物は、既存の指定制度による指定を行うことは困難であるが、放置しておくことと消滅等の可能性が高い文化財について保存及び活用することを目的とした、文化財指定制度を補完する緩やかな保護措置を講じる登録制度であり、平成17年の文化財保護法改正により導入された。

本市では、二ヶ領用水のこれまでの治水機能・利水機能・環境の機能に加え、歴史的な側面からも見つめ直しながら、安全で心豊かな都市空間の創造を目指すこととし、建設緑政局所管の「二ヶ領用水総合基本計画（平成25年3月改正）」において、文化財保護法等に基づく保護制度の活用を図っていくことが位置付けられた。

教育委員会では、関係部局と連携し、平成26年2月から文化庁との協議を重ね、令和元年7月31日付けで文化庁に対し国登録記念物（遺跡関係）についての意見具申を行った。

その結果、令和元年11月15日に開催された国の文化審議会において、二ヶ領用水を国登録記念物（遺跡関係）に登録をするよう、同審議会から文部科学大臣に答申がなされたものである。

国登録記念物は、「遺跡関係」、「名勝地関係」、「動物、植物及び地質鉱物関係」の3つに分類され、本市における国登録記念物は、禅寺丸柿（動物、植物及び地質鉱物関係、平成19年度登録）に続く2件目、遺跡関係では二ヶ領用水が初めてである。

二ヶ領用水は、慶長16（1611）年に開削された多摩川における最古級の農業用水の一つであるとともに、昭和になると工業用水としても利用され、昭和14年には、余剰水を使用した我が国初の公営工業用水道も設置されるなど、近世から現在に至る川崎発展の歴史を理解する上で意義深いものである。

3 今後の取組

- (1) 国登録記念物（遺跡関係）登録の官報告示後、所管局である建設緑政局や区役所と連携し、二ヶ領用水の歴史的・文化財的価値の幅広い周知や、市民の理解と関心をより高めるための取組として、案内板設置などの整備や普及啓発を進めていく。
- (2) 市域を流れる二ヶ領用水の一体的な景観の維持や活用が推進されるよう、今回の登録範囲外の区間についても、引き続き、国登録記念物（遺跡関係）への登録に向けて、土地所有者等との調整や協議を行っていく。

国登録記念物(遺跡関係) 二ヶ領用水 登録範囲

